



市政同志会
福原 敏弘 議員

テロ等準備罪と個人情報保護法について

問 捜査関係機関から行政施設利用者団体等の情報提供依頼があつた場合の行政としての対応は。

答 警察などの捜査関係機関から情報提供依頼がされる場合として、刑事訴訟法の規定に基づく捜査関係事項照会がある。これは市の条例に定める法令等の規定に基づく場合に該当する。国の機関である個人情報保護委員会が作成したガイドラインにおいても、この照会には捜査に必要な場合に行われるものであつて、個人情報保護法に規定する第三者提供の制限

の例外となる法令に基づく場合に該当するとされており、回答が義務づけられているため、捜査に必要な範囲で情報提供に応じることとなる。

問 行政敷地内に監視カメラや盗聴器が取り付けられた場合の対応は。

答 無断で設置されたような場合には、設置した捜査関係機関に対し、嚴重に抗議を行い、監視カメラ等の撤去、収集した個人情報の削除を求めるとともに、設置の目的や経緯、収集していた個人情報などについて、聞き取りなどの調査を行い、実態の把握に努めることになる。

問 改正個人情報保護法で、5千人要件の撤廃により対象出先機関が拡大した中、情報漏えいに対するの指導方法は。

答 これまでと同様に鯖江市個人情報保護条例をはじめとする個人情報関係例規や鯖江市情報セキュリティポリシー、個人情報保護委員会のガイドライン等に基づき、個人情報の取扱いに関する研修を実施するなど、引き続き制度への理解、知識の向上に関して職員への指導に努める。

●そのほかの質問

○全国瞬時警報システム（Jアラート）について
○平成30年後の米施策について



公明党
遠藤 隆 議員

マイノリティ拡充の政策について

問 手話言語法制定に向けて

大多数の人は、音声言語を使ってコミュニケーションをとっている。しかし、音声言語の他に、手や指、体などの動きや顔の表情を使ってコミュニケーションをとる手話言語もあるが、法的には手話言語として認められておらず、ろう者の方にとっては不利益を被ることもある。国における手話言語法制定は急務の課題だと思つた。

問 本市に於ける手話言語法の見解は。

答 聴覚障がい者や手話に対する理解普及・環境整備は非常に重要

と認識している。手話通訳者の育成・研修会の開催や広報活動を通じ、効果的な周知の必要があると考える。

問 手話言語法と情報コミュニケーション法の違いは。

答 手話の必要な方には手話通訳者を派遣し、手話の苦手な方には要約筆記者を派遣している。現在では、手話通訳者は34名・要約筆記者は7名の登録があり、派遣件数は以前の30件から115件に増えている。

問 手話言語法と合理的配慮の提供の関係は。

答 障害を取り除くために対応を求められた場合、行政機関は負担が重すぎない範囲で対応。事業者は対応に努

める必要となる。本市においては、全職員対象に障害者差別解消法に関する研修会を実施する。

問 手話言語条例制定の見解は。

答 7月1日開催の「鯖江市聴覚障害者友の会と市長と語り合う会」にて、意見交換等を踏まえて県や他市の状況も確認しながら検討していく。

